

第53号の内容



▼平成30年度上半期消費生活相談受付状況

高齢者の相談割合が約4割に上昇

50歳以上の女性からの「ハガキによる架空請求」の相談がさらに増加
お試しのつもりが定期購入だった健康食品等のトラブルが依然として多い

▼ウェブ教材「ネットの罫体験ショップ」インターネットに開設！ほか

平成30年度上半期消費生活相談受付状況

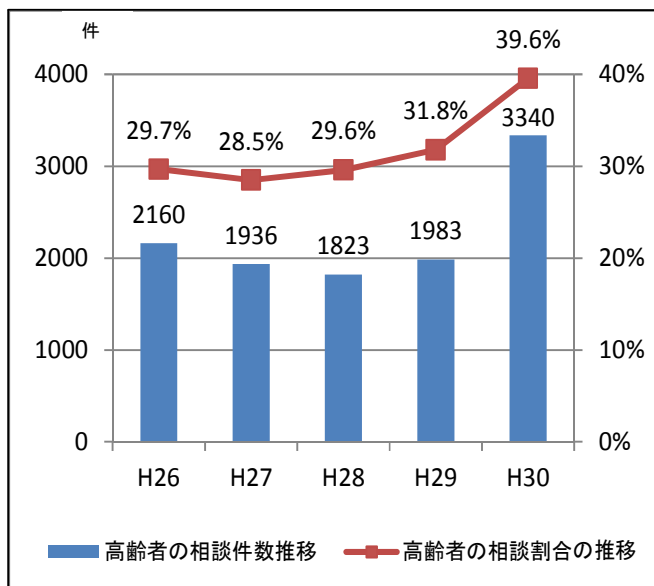
平成30年度上半期（平成30年4月1日から9月30日まで）に滋賀県内消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は8,433件で前年同期比35.4%増加しました。

1 高齢者の相談割合が約4割に上昇

高齢者の相談割合は前年同期（31.8%）より7.8%増加して39.6%となっています。ほぼ毎年増加しており、県の高齢者率（25.7%）と比較しても高い割合となっています。

仮想通貨など話題の金融商品を扱う投資や、農作物等のオーナー制度といった儲け話に関するトラブルも増えています。契約金額が高額になる場合も多く、長期にわたって出資し続け、結果的に数百万円の金額となったケースもみられます。

高齢者の相談割合・相談件数の推移（年度上半期）



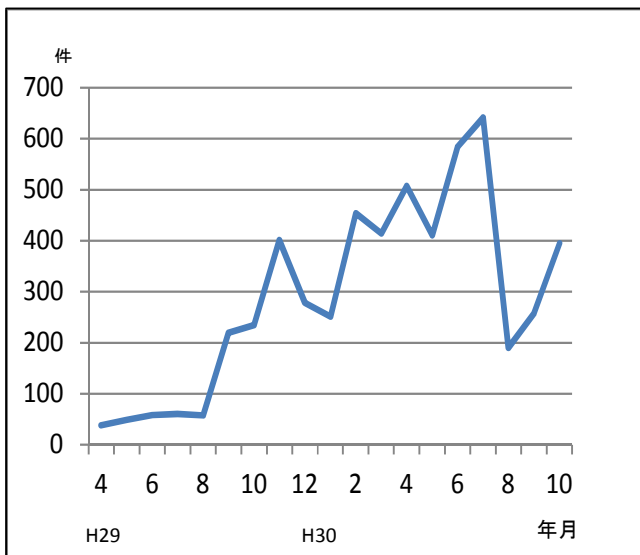
高齢者消費生活110番を開設しています！

12月11日～25日 0749-23-0999（相談専用）

2 50歳以上の女性からの「ハガキによる架空請求」の相談がさらに増加

ハガキによる架空請求の相談は2,591件で、相談全体の30.7%を占めています。昨年9月から徐々に増加し始め、今年度特に6月から7月にかけて急増しました。50歳以上の女性からの相談が多く、約7割を占めています。

ハガキによる架空請求の月別相談件数推移



身に覚えのない請求に関するハガキや封書が届いても、記載された連絡先に電話しないでください！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社から民事訴訟として、訴状の提出をされました事をご通知致します。管理番号(わ)319裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給料差し押さえ及び動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付をご承諾頂くようお願いいたします。裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて承っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年●月●日

法務省管轄支局 訴訟最終告知通達センター

東京都千代田区霞が関●丁目●番●号

取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-●●●●-●●●●

受付時間 9:00~20:00(日、祝日を除く)

3 お試しのつもりが定期購入だった健康食品等のトラブルが依然として多い

インターネット通販等で広告に「初回限定500円」「1回目90%オフ」などと表示され、1回限りのお試しのつもりで申し込んだ健康食品や化粧品等が、数か月の定期購入が条件だったという「定期購入トラブル」に関する相談は85件となっており、依然として多くなっています。



初回お試し価格500円!

(消費者庁イラスト集より)

- **注文する前に、定期購入が条件となっていないか確認しましょう。** 定期購入だと分かっても、広告等の表示をみて、お試し価格だけでなく、何回購入で総額いくらの契約になるかや、解約・返品条件等について十分確認しましょう。通信販売にはクーリング・オフ制度はありませんので、注意が必要です。
- 注文の最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなど、**契約内容の記録を残しておきましょう。**

詳細は当センターHP (<http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>) をご覧ください。

「保険金を使って住宅を修理できる」という勧誘にご注意！

【事例】

台風で壊れた屋根について、訪問業者から「保険金で家屋の修理ができる」と勧誘され、保険申請サポートと屋根修理工事の契約をした。しかし見積金額より保険金が少なかったため、キャンセルすると、保険申請サポート費用として保険給付金の4割を請求された。



(消費者庁イラスト集より)

まずは保険会社に確認！



- ✓ 自然災害による住宅修理について、火災保険を申請しても**必ずしも保険金が支払われるとは限りません**。業者から「保険金で修理できる」と勧誘されてもすぐに契約せず、**まずは加入している保険会社または代理店に確認しましょう**。
- ✓ 住宅修理とは別に、保険申請サポートの契約をさせられ、費用を請求される場合がありますが、手続きにかかる費用は保険の補償対象ではありません。
- ✓ **契約の際は、複数の業者から見積りを取り比較検討し**、保険申請サポート費用の有無やキャンセル時の違約金などについて業者に確認しましょう。
- ✓ すでに契約してしまっても、訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合には、クーリング・オフができる場合があります。

★★宅配業者をかたる不在通知SMSに注意！！★★

大手宅配業者をかたり、「ご不在のお知らせ」「荷物をお届けにきましたがお不在のため持ち帰りました」とSMSが届き、記載されたURLをクリックするとアプリがダウンロードされ、コンピュータウィルスに感染したり、身に覚えのない請求が来たといった被害が相次いでいます。通販で購入した商品が届く予定があるなど、心当たりがあっても、URLにはアクセスせず、直接事業者にお問い合わせで確認しましょう。

◆◇「困ったな」「変だな」と思ったら、

まず消費生活相談窓口へご相談ください◆◇

滋賀県消費生活センター 0749-23-0999

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)



ウェブ教材「ネットの罠体験ショップ」インターネットに開設！

スマホで検索、指一本で買物ができるようになりました。しかし、気軽に簡単になった反面、細かい部分まで画面表示を確認せず、契約してしまったという経験はありませんか？このようなネットショッピングの中には、消費者トラブルにつながる「落とし穴」が潜んでいることもあります。

そこで、危険なネットショッピングを疑似体験することで、消費者センスを磨き、消費者被害の防止を図る体験型教材「ネットの罠体験ショップ」を制作しました。

当教材は、本物そっくりのネットショップで、ゲーム感覚で楽しく買物をしながら、広告・表示を正しく見る目を養い、消費者力を身につけることができます。一度チャレンジしてみてください。

URL：<http://shishohi.main.jp>

以下の2次元バーコード



または検索サイトから
「ネットの罠体験ショップ」
で検索



滋賀県消費生活センター 公式ツイッターを開設！

暮らしに役立つ情報や消費者トラブルに関する注意喚起、イベント情報などを発信しています。



【滋賀県消費生活センター公式 Twitter】

Twitter アカウント @shiga_shohi

URL：https://twitter.com/shiga_shohi

フォロー
してね！



くらしのかわら版第 53 号（平成 30 年 12 月発行）

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町 4-1 TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務）

FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/>

